特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	ひとり親医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
佐伯市は、ひとり親医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県佐伯市長

公表日
令和4年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親医療費助成に関する事務
②事務の概要	佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年佐伯市条例第165号）に基づき、ひとり親家庭等の母子又は父子に対し、医療費助成を行う。 ①離婚、死別、DV等に伴う受給資格認定申請審査及び医療証の発行 ②世帯の所得状況を把握し、児童扶養手当法による所得制限を確認 ③市外転出、死亡、生保開始、所得超過等による医療証の返還 ④戸籍届出、転居等による医療証の変更 ⑤医療費の一部負担金の助成 特定個人情報ファイルは、ひとり親家庭等医療の認定審査・受給者の現況把握に使用する。
③システムの名称	総合福祉WEL+（ひとり親医療費）、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第2項に基づき制定する独自利用事務に関する条例 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年佐伯市条例第41号）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第15号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部　こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部　こども福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3180

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	こども福祉課長　市原厚三	こども福祉課長　羽明謙二	事後	人事異動のため
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	こども福祉課長　羽明謙二	こども福祉課長	事後	評価書の様式変更によるもの
平成30年6月13日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　連絡先	TEL:0972-22-3972	TEL:0972-22-3180	事後	電話番号の変更によるもの
平成30年6月13日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	錯誤のため
平成30年6月13日	Ⅱしきい値判断　2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	錯誤のため
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②システムの名称	Acrocityひとり親医療費、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	総合福祉WEL+(ひとり親医療費)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成30年6月12日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	